

2022年3月

## 経営Q&A

回答者

レジリエンス社会保険労務士法人

代表社員 清水 光彦

### シニア人材の活用を目指す中小企業事業主への支援 ～「特定求職者雇用開発助成金」活用のポイント～ (特定就職困難者コース・生涯現役コース)

#### Question

【相談者：介護サービス事業E社 代表取締役G氏】

当社は、高齢者を対象とした介護サービス事業を行っています。コロナの影響で若い職員の退職があり、新規採用を試みましたがうまく採用できず、人手不足に悩み始めています。できれば、高齢者の気持ちに寄り添うことのできる人材を採用したいと思い、60歳以上の方も対象とした採用を検討しています。しかし、採用に際して、資金的な余裕もあまりないので、国の助成制度で、活用できるものがあれば利用したいと考えています。当社で活用できるものはあるでしょうか。

#### Answer

コロナの影響で、介護業界の人手不足はさらに深刻化しています。これまでは、体力のある若い世代に期待がかかっていましたが、最近は、高齢者の気持ちが理解しやすいシニア世代に対する期待も高まっています。

国は従来から、60歳以上の高齢者を「就職が困難な世代」として、雇い入れる事業主に対し、特定求職者雇用開発助成金を支給しています。

御社では、60歳以上65歳未満の高齢者を対象とした「特定就職困難者コース」もしくは、65歳以上の離職者を対象とした「生涯現役コース」の活用が期待できます。

ハローワーク等からの紹介により雇用していただければ、比較的、助成金を受給しやすい制度内容となっていますので、ご検討をお勧めします。



日本政策金融公庫  
国民生活事業

# 特定求職者雇用開発助成金の概要

## 1. 助成金のコース（種類）

特定求職者雇用開発助成金は、高年齢者や障害者などの就職が特に困難な方を、ハローワークまたは民間の職業紹介事業者等の紹介により、継続して雇用する労働者として雇い入れる事業主に対して助成するものであり、これらの方の雇用機会の増大及び雇用の安定を図ることを目的としています。

本助成金は次の6つのコースに分けられます。

- I 高年齢者（60歳以上65歳未満）や障害者などの就職が特に困難な方を雇い入れることに対して助成を行う「特定就職困難者コース」
- II 65歳以上の離職者を雇い入れることに対して助成を行う「生涯現役コース」
- III 東日本大震災による被災離職者等を雇い入れることに対して助成を行う「被災者雇用開発コース」
- IV 発達障害者または難病患者を雇い入れることに対して助成を行う「発達障害者・難治性疾患患者雇用開発コース」
- V 正規雇用の機会を逃したこと等により、十分なキャリア形成がなされなかったために、正規雇用労働者としての就業が困難な方を正規雇用労働者として雇い入れることに対して助成を行う「就職氷河期世代安定雇用実現コース」
- VI 生活保護受給者等を雇い入れることに対して助成を行う「生活保護受給者等雇用開発コース」

今回は、シニア人材の活用を目指す中小企業事業主への支援として、「特定就職困難者コース」と「生涯現役コース」をご説明します。

## 2. 特定就職困難者コースの概要

高年齢者（60歳以上65歳未満）、母子家庭の母、障害者などの就職困難者を、ハローワーク等の紹介により、継続して雇用する労働者（雇用保険の一般被保険者）として雇い入れる事業主に対して助成金が支給されます。今回は、高年齢者と母子家庭の母等についてご説明します。

<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 高年齢者</li> <li>・ 母子家庭の母等を</li> </ul>	週所定労働時間 30 時間以上で雇用した場合、 （短時間労働者以外）	週所定労働時間 20 時間以上 30 時間未満で雇用した場合、 （短時間労働者）
	対象者 1 人につき 年間 60 万円を支給 （6 か月ごとに 30 万円）	対象者 1 人につき 年間 40 万円を支給 （6 か月ごとに 20 万円）

\*金額は中小企業の場合です。

## 3. 生涯現役コースの概要

65歳以上の離職者を、ハローワーク等の紹介により、1年以上継続して雇用することが確実な労働者（雇用保険の高年齢被保険者）として雇い入れる事業主に対して助成金が支給されます。

65歳以上の 離職者を	週所定労働時間 30 時間以上で雇用した場合、 （短時間労働者以外）	週所定労働時間 20 時間以上 30 時間未満で雇用した場合、 （短時間労働者）
	対象者 1 人につき 年間 70 万円を支給 （6 か月ごとに 35 万円）	対象者 1 人につき 年間 50 万円を支給 （6 か月ごとに 25 万円）

\*金額は中小企業の場合です。

## 助成金を受給するための手続き

～ハローワーク等に求人を行うことから始まります～

### 1. 求人の提出・雇用

- ・ハローワーク等（地方運輸局、一部職業紹介事業者も可）に求人を提出し、ハローワーク等の紹介により雇用します。

### 2. 助成金の第1期支給申請

- ・雇用して6か月経過後にハローワークもしくは労働局に対して第1期の支給申請を行います。
- ・支給申請期間は、第1期、第2期ともに、原則として2か月間です。申請期限を過ぎると助成金を受給できなくなるので注意が必要です。

### 3. 助成金の第2期支給申請

- ・雇用して1年経過後にハローワークもしくは労働局に対して第2期の支給申請を行います。

\*特定就職困難者コースでは、障害のある方を雇用した場合にも助成金の対象となりますので、詳細については都道府県労働局またはハローワークにご確認ください。

## 特定求職者雇用開発助成金の活用具体例

～介護サービス事業（生涯現役コース）の場合～

- ・ハローワークで5人の求人を行い、ハローワークの紹介により、65歳以上の離職者3人を週所定労働時間30時間で採用。
- ・3人全員が1年間就業した。

「特定求職者雇用開発助成金」として  
年間70万円×3人＝210万円を受給

